

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「パワハラ」についてお伝えします。

パワハラの解釈

パワハラの現状

セクハラに比べるとパワハラは人々の認識が低いため、加害者に加害意識が少ないこと、そして被害者にも被害意識が低いという特徴があります。しかし、社会的認識度の低さにもかかわらず、被害者の数は決して少なくありません。

あなたは加害者？被害者？

現状と課題

パワハラは労働問題

パワハラは労働環境を悪化させ、働く者の労働意欲を削ぎ、働く権利を侵害する労働問題であり、最悪のケースは被害者に心理的負荷をかけた結果、うつ病などを発症させ自殺に至ることもあります。上司からの執拗な叱責を職務上の問題として考え、我慢し続けた結果、発症するケースです。しかし、裁判などでは、パワハラと職場における心理的負荷を原因とするうつ病などの発症には、因果関係はないとされてきました。

ところが、2007(平成19)

年になり、うつ病により自殺した従業員の遺族が起こした裁判で、業務と精神疾患には因果関係があるという判決が下されました。他にも同じような例として同年10月31日の名古屋高裁判決が挙げられます。いずれも労働基準監督署長による遺族補償給付などの不支給が取り消されています。

これら一連の判決をうけ、厚生労働省は2008(平成20)年2月に各都道府県労働局に対し、上司の「いじめ」の評価方法について一定の考え方を示しました。また、2009(平成21)年4月には労災認定の基準を改定し、パワハラによる精神障害を想定して、新たに「ひどい嫌がらせ、いじめ、または暴行」という視点が追加されました。

気付きのポイント！

パワハラが原因の精神障害は労災と認定されます。

キーワード

アカハラ

アカデミックハラスメント(大学などの研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせ)のこと。

嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれる。

他にも、医師や看護師をはじめとする医療従事者の患者や患者家族に対する心ない発言や行動を指すドクターハラスメント、飲酒の強要、一気飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえで迷惑な発言・行動を指すアルコールハラスメントなどもあります。

※平成25年度の精神障害に関する事案の労災補償状況(厚生労働省労働基準局労災補償課公表)によると1409件で、そのうち436件(30.9%)が支給決定されています。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。